

公 告 第 34 号  
令和 6 年 12 月 6 日  
トーテックグループ健康保険組合  
理事長 水 野 克 己



### 組合規約一部変更について

このたび、事業所の編入に伴い、下記のとおり組合規約を一部変更しましたので、公告いたします。

### 記

第 4 条中にある、組合の設立事業所の名称及び所在地につき、「トーテックフロンティア株式会社 愛知県名古屋市」の次に「トーテックエステート株式会社 愛知県名古屋市」を加える。

### 附 則

この規約は、認可の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

以上